

福祉情報

児童手当・特例給付の「現況届」を提出してください

児童手当・特例給付を受けている方は、毎年6月中に養育等の状況等を確認するため現況届を提出する必要がありますので、必ず提出してください。

▼提出期限 6月30日(火)

▼提出・問い合わせ先

社会福祉課 子育て支援班

☎ 82・9519

6月手話通訳者設置日

社会福祉課に手話通訳者を設置しています。

▼設置日

1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)

▼時間 8時30分～12時

13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先

社会福祉課(障がい支援班)

☎ 82・9519

第11回特別弔慰金が支給されます

戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等のご遺族に対し、国として改めて弔意の意を表するため、特別弔慰金(記名国債)が支給されます。弔慰金の手続きにつきましては、5月の市報17ページに掲載しております『戦没者等の遺族のみなさへ』を参考にしてください。

※今まで受給されていた方についても手続きが必要です。

▼手続きに必要なもの

・印かん

(朱肉を使用するもの)

・請求者又は代理人の

(免許証・健康保険証等)

身分証明書

▼請求期間

令和2年4月1日から

令和5年3月31日まで

▼問い合わせ先

社会福祉課 地域共生推進班

☎ 82・9519

日赤有功章募集

日本赤十字社へお寄せいただいた活動資金は、被災された方々への救護活動等に活用させていただきます。

▼募集期限 6月26日(金)

▼有功章の種類

○銀色有功章

20万円以上50万円未満

○金色有功章 50万円以上

▼申込・問い合わせ先

社会福祉課 地域共生推進班

☎ 82・9519

困りごと・心配なこと お気軽にご相談!!

仕事のこと、生活のこと、お金のこと、お困りごとはありませんか。相談員があなたの悩みに寄り添い一緒に解決します。

▼相談内容

働きたいのに仕事が見つからない。子どもが家にひきこもって心配である。借金があり家計のやりくり困っている等

▼日時

6月24日(水)

13時30分～15時30分

▼場所 市役所会議棟会議室

(ハローワーク隣)

▼問合せ先

社会福祉課 生活支援班

☎ 82・9547

身体障がい者自動車運転 免許取得助成について

第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会参加活動への推進を図ることを目的とします。

助成対象者

○津久見市に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた、障害程度等級表の1級から4級までの障がい有する者で免許の取得により社会参加が見込まれる者。

助成経費

・助成金の交付は、1人1回限りとします。

・助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内の額とします。

ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度と

します。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

重度心身障がい者医療 費給付事業受給資格の 自動更新について

令和元年10月受診分から「自動償還払い」に移行したこともあり今年度からは更新手続きが不要になります。

毎年7月中に自動更新処理により所得判定し個別に通知致します。

※住所変更、保険変更等があった場合は届出が必要です。

▼重度心身障がい者医療費給付事業とは、次の対象者が医療機関で支払った費用の全部または一部を助成する制度です。

※保険適用外の費用、食事療養費については対象外です。

※この制度には所得制限があります。

▼対象者 市内に住所を有する方で、

①身体障害者手帳1、2級の

所持者

②療育手帳A1、A2の所持者

③身体障害者手帳3級所持者でIQ50以下の方等

④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(精神病床における入院を除く)

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

軽度・中度聴覚障がい児 支援について

公的助成を受けられない軽度・中度の十八歳未満の聴覚障がい児に対して補聴器購入費用の一部を助成し、言語の習得やコミュニケーション能力等の成長及び教育等における健全な発達を支援します。

助成対象者

①津久見市に住所を有している方

②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない方

③補聴器の装用により、言語の

習得等一定の効果が期待できると医師に判断された方

※本人または世帯員のうち市町村民税所得割の納税額が46万円以上の人がいる場合は助成の対象外です

対象経費

・新規補聴器を購入する費用
・補聴器の修理に要する費用
・耐用年数経過後に補聴器を更新する費用

負担割合

対象経費の3分の2を助成します。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談(心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関すること)

▼相談日 6月25日(木)

▼相談担当者 専門医

▼相談場所 中部保健所

療育相談会

在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。

▼日時 6月14日(日)

9時～17時

▼場所 交流センターすくらむ
白杵市大字白杵72・137

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

※予約制

▼申込・問い合わせ先
さぼーとセンター風車

☎ 63・5888

※各講座等の開催の有無については問い合わせ先にお尋ねください。